

令和7年(2025年)3月14日
第7回FLECフォーラムプレセッション①資料
「あらためて、こども家庭センターはなぜ必要か」

豊中市はぐくみセンター (こども家庭センター) について



豊中市こども未来部はぐくみセンター

豊中市の概要

面積36.6km²（全域市街化区域） 東西6km、南北10.3km 中核市

1. 人口、児童人口(住民台帳世帯人口より) R6.4.1現在

人口（人）		405,989
児童人口	乳児（0～1歳）	5,887
	幼児（2～5歳）	13,523
	小学生年齢（6～11歳）	22,818
	中学生年齢（12～14歳）	11,676
	高校生年齢（15～17歳）	11,214
	児童人口計	65,118
	出生数(令和4年度)	3,048

2. 乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業)

	R3年度	R4年度	R5年度
訪問実施数(人)	2,958	2,944	2,938

3. 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

	R3年度	R4年度	R5年度
利用延べ人数	286	210	230

4. 児童虐待相談対応件数の推移(件)

	R3年度	R4年度	R5年度
児相受理分	1,090	1,119	1,126
豊中市受理	1,159	1,058	1,312
計	2,249	2,177	2,438

5. 要保護児童対策地域協議会(運営会議)の状況

◎R6年3月定例運営会議
 657事案（要保護509、要支援111、特定妊婦37）
 ●要保護児童等の実態把握、援助方針見直し等協議
 ●新規…毎月、定例（全件見直し）…3か月に1度

6. こども総合相談窓口

	R3年度	R4年度	R5年度
相談件数	3,848	4,554	5,941

7. サポートプラン

	R5年度	R6年度 (R7.2未現在)	R7年度 (目標)
作成件数	307	829	1,000

豊中市はぐくみセンター(こども家庭センター)の概要

豊中市

令和5年(2023年)4月 法施行に先駆け はぐくみセンター 始動!

すべての妊産婦・子ども・子育て家庭に寄り添い、支援します

Point. 1

児童福祉・母子保健・教育・障害児支援の包括的相談支援体制の構築

妊娠前の相談、母子健康手帳交付時の医療職による全数面接、担当制で伴走型支援をスタート。児童発達支援や教育の総合相談も含め、子ども家庭支援システムを活用した相談支援体制を充実させ、専門職チームにより包括的な支援を展開。地域において、こども園等を中心とした体系化した相談支援ネットワークを構築。

Point. 2

一人ひとりのニーズに応じ、確実に支援を提供

家事支援や一時預かりなどの子育て支援メニューを、質・量・種類ともに充実させ、サービスの「利用しやすさ」を向上させます。支援を必要とする子育て家庭には、専門職チームがサポートプランを作成。一人ひとりのニーズに応じ、確実に支援を届けます。

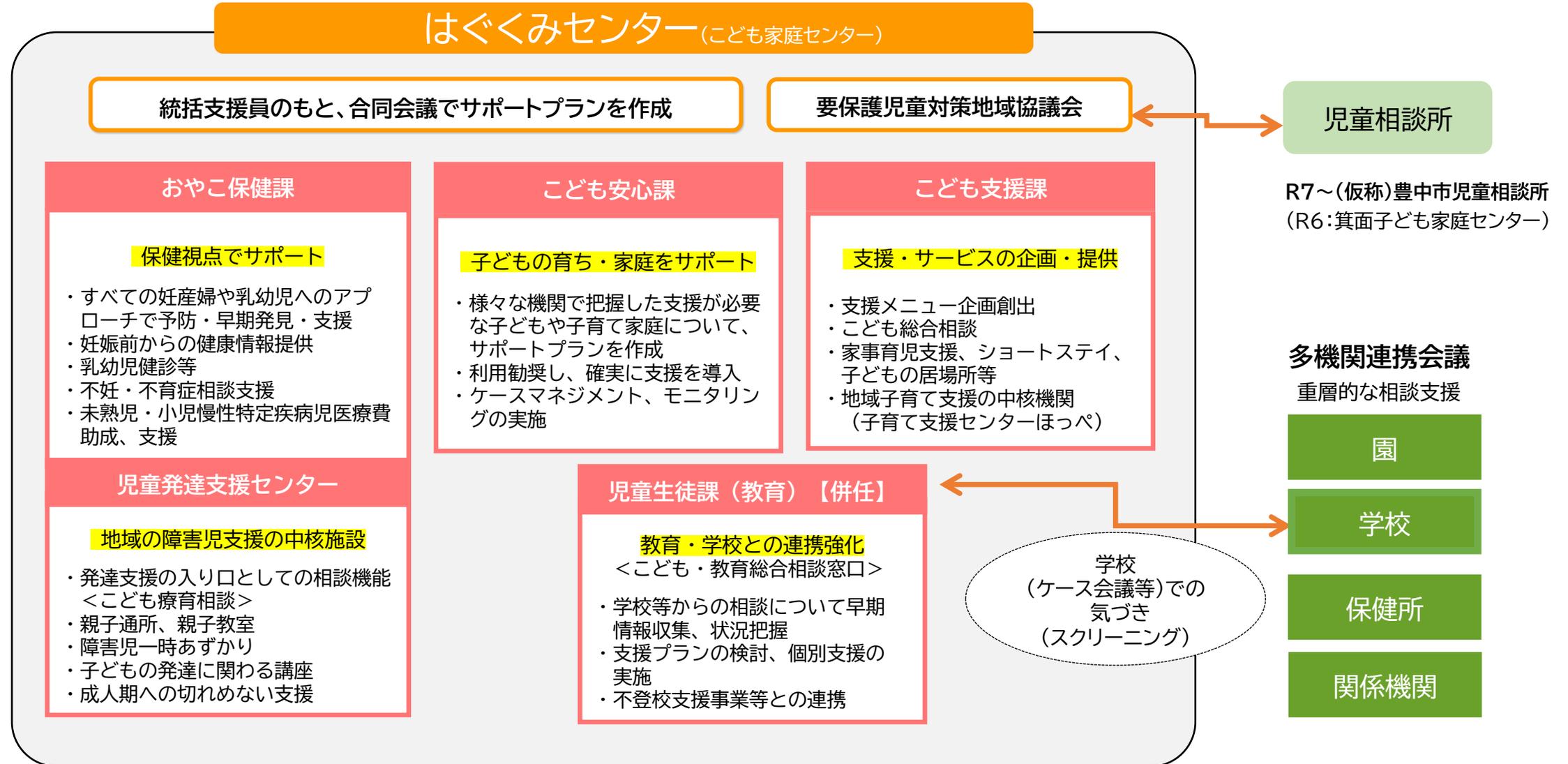
Point. 3

こどもの居場所のネットワーク構築 支援が必要なこどもに過ごす場・支える場を提供

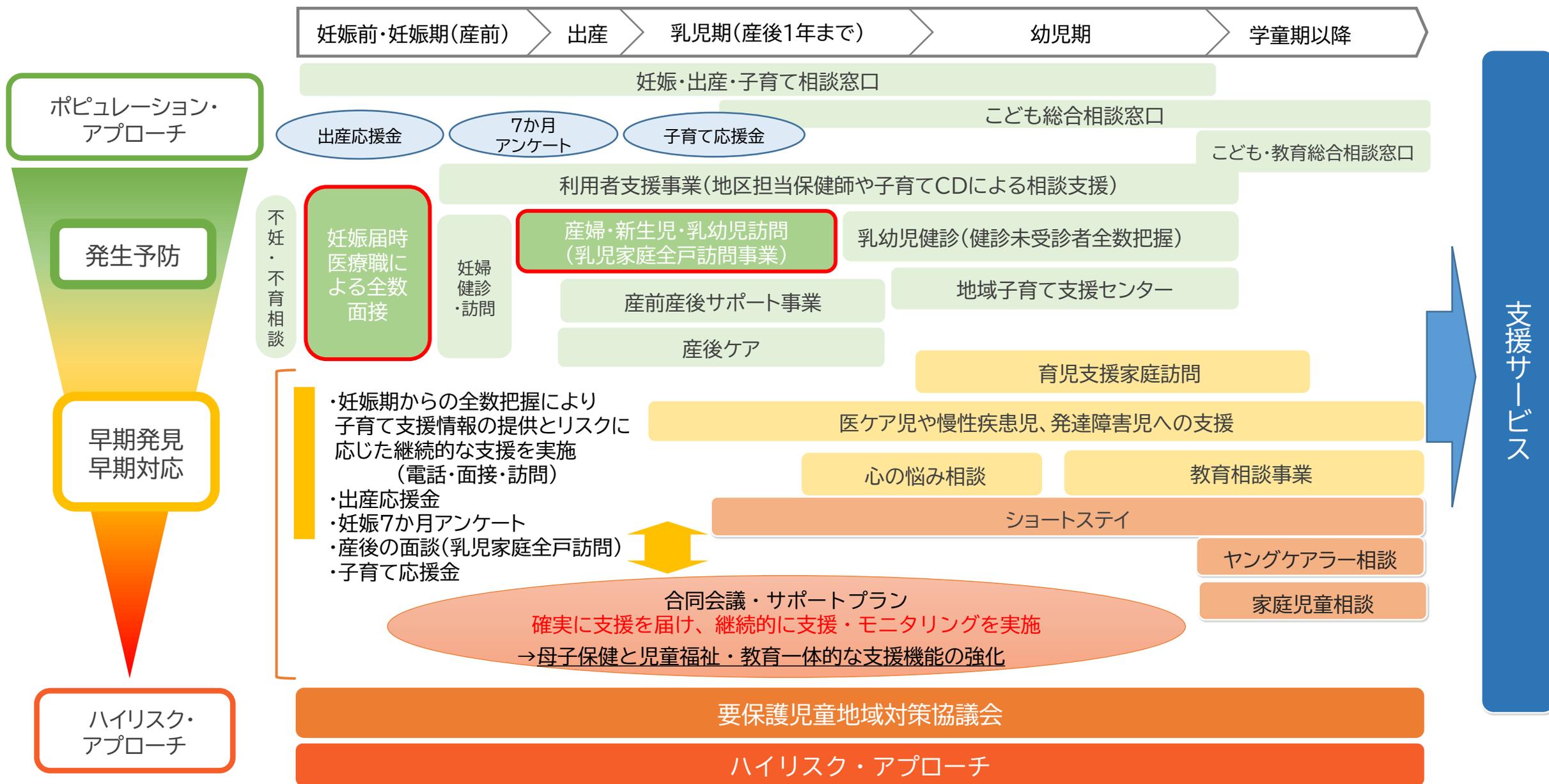
子ども食堂や無料・低額の学習支援拠点を広く市域に展開。ネットワーク化(横連携)により支援必要性の高い子どもを支える児童育成支援拠点を計画的に整備。拠点と他の居場所との縦連携により、主として学齢期の要支援・要保護児童等に重層的な支援を実施。

全庁横断的な支援体制の構築 ～児童福祉・母子保健・教育・障害児支援～

- 各機関がそれぞれの専門性を生かした支援を行うとともに、こども家庭支援監のもと、切れめない包括的な支援を実施
- 園や学校、保健所、児童相談所など、子どもの育ちに関わる機関と協働しながら、多様で効果的な支援を展開

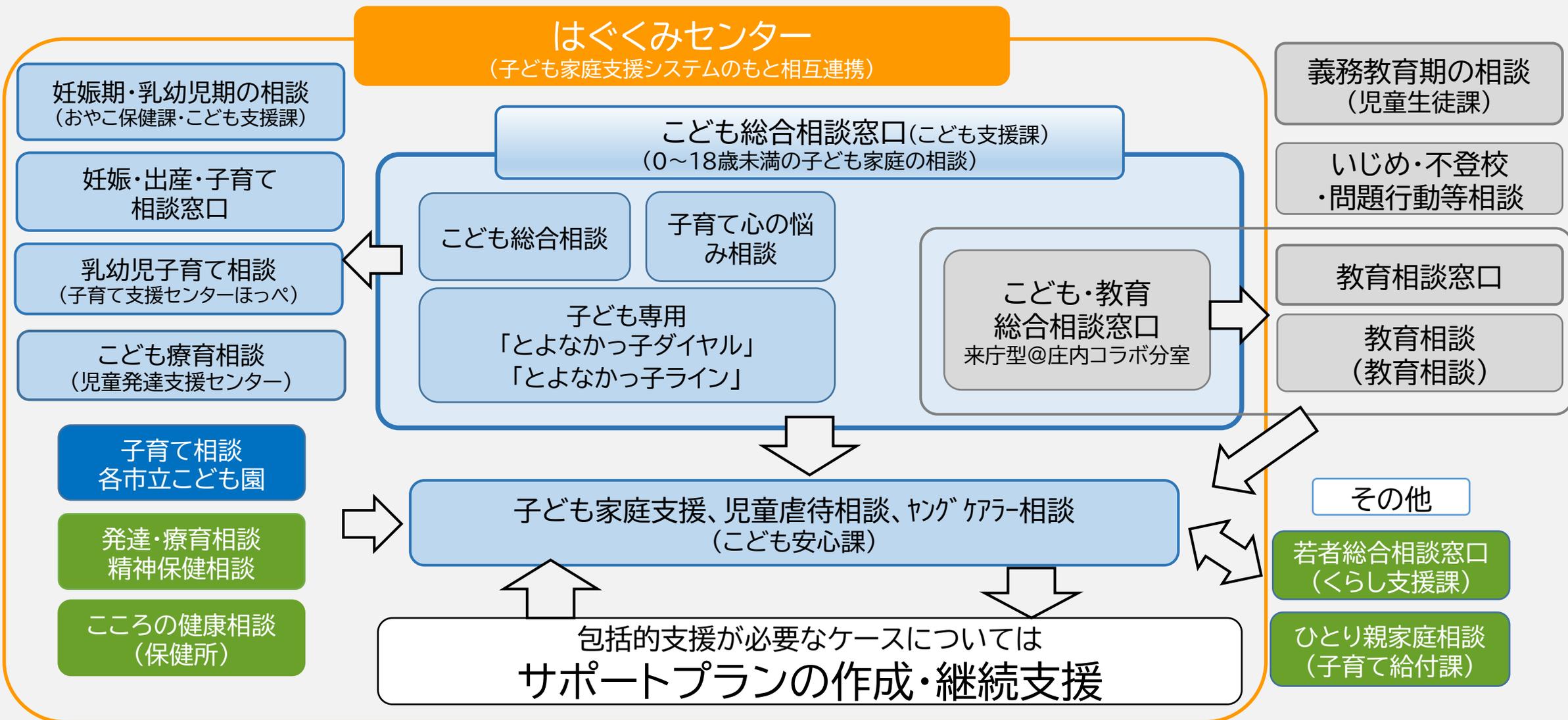


はぐくみセンターの『切れめのない相談支援』概要



相談窓口の一体的運営

妊産婦・子どもに関わる相談窓口は**相互に情報共有・連携し、一元的支援**を実現。（「子ども家庭支援システム」の活用）
こども総合相談窓口（こども・教育総合相談窓口）で受けた相談は、適宜最適な窓口へつなぎ、その後のフォローアップも実施。
各窓口でキャッチした包括的支援が必要な子ども・家庭については、こども安心課のもとサポートプランを作成のうえ、確実に支援につなぐ。



子ども家庭支援システム(情報一元管理)について

開発状況

予防支援の強化、支援の的確化・迅速化をめざし、令和4年度中にシステム開発。**令和5年3月1日稼働開始。**(情報連携については一部4月稼働)

システムのポイント

- 11システムから子どもとその世帯員のサービス受給情報等を連携するとともに、こども安心課、こども支援課、児童生徒課の**相談支援記録をすべて一元管理。**
- 要対協にかかる情報は母子保健主担ケース含め一元管理し、サポートプランについても共有。
実務者会議(運営会議)にもPCを持ち込みシステムを活用して、詳細情報を共有。
- 相談情報の電子決裁が可能。

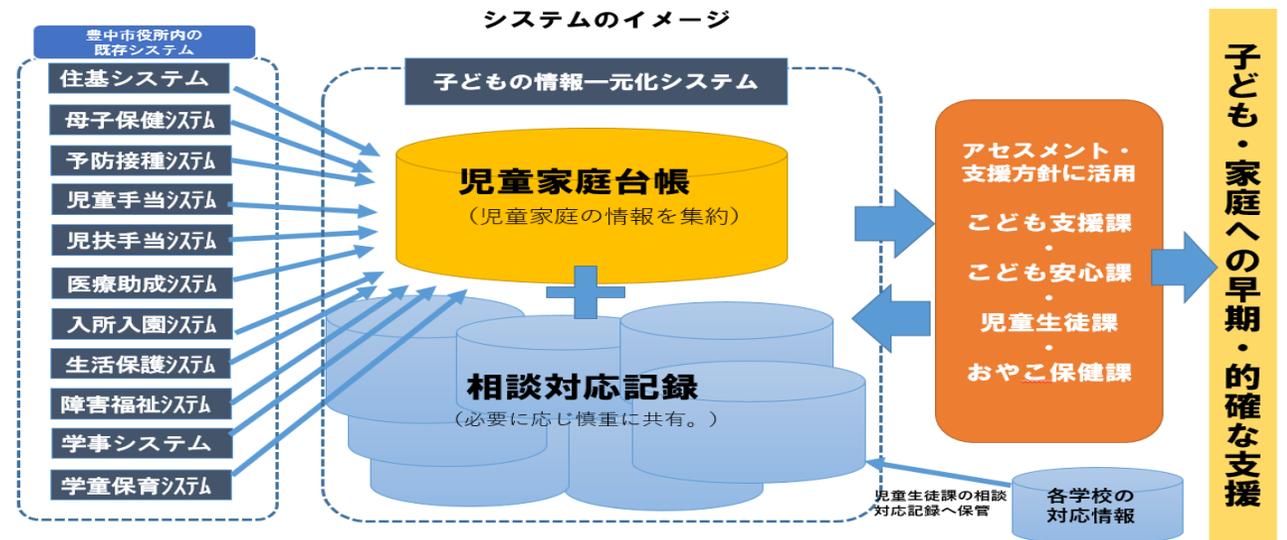
個人情報の共有の根拠について

○令和5年4月1日以降は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が適用されることとなるが、児童虐待や子どもの問題行動等の予防措置、早期支援については同法第69条第2項第2号に掲げる相当理由に該当すると判断するもの。(改正前条例下においても、令和4年2月8日「豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会」にて諮問、それぞれの目的外利用、外部収集について承認を得ている。)

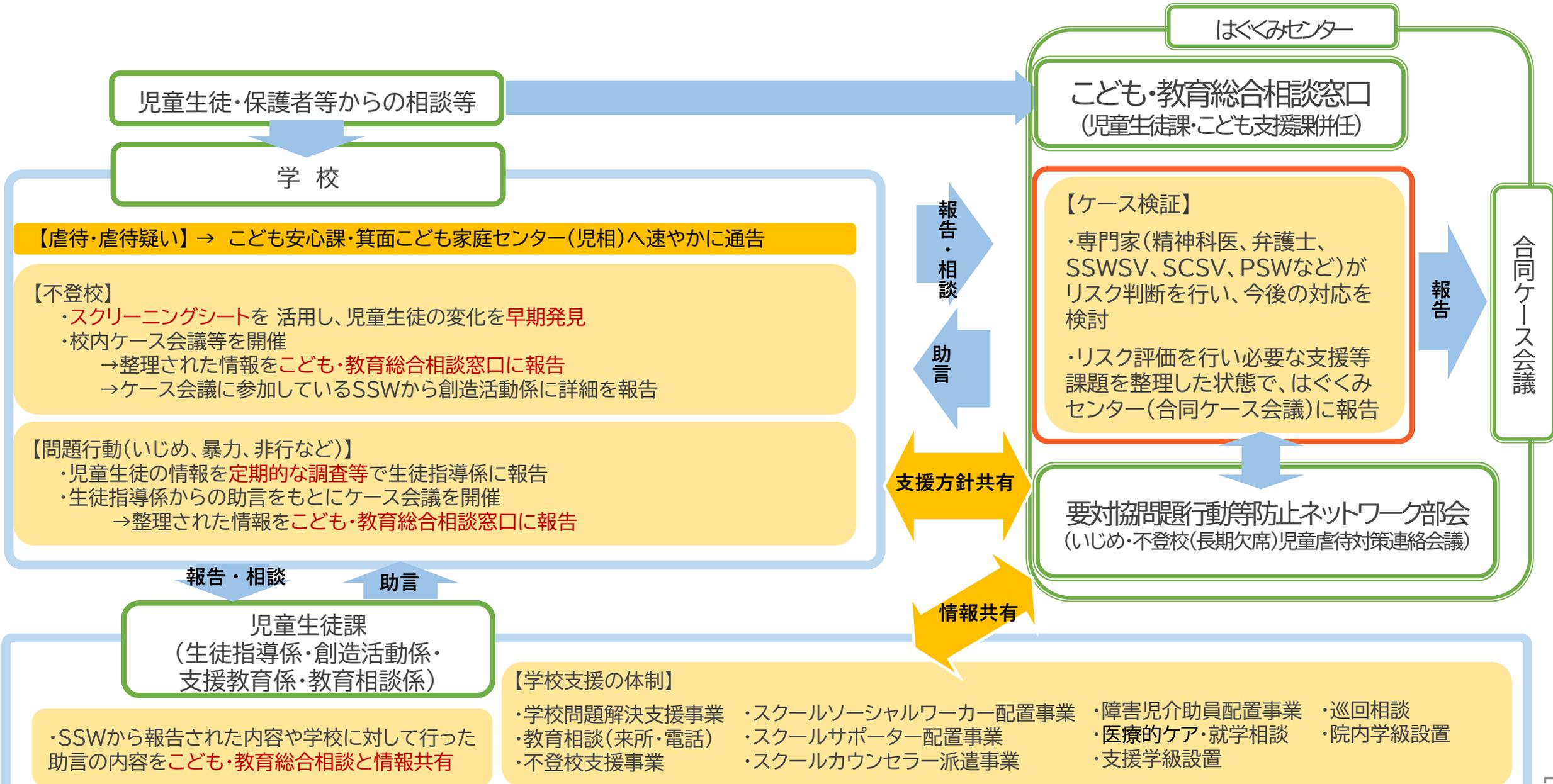
閲覧制限について

早期支援のために共有することをふまえ、下記のとおり設定。

- 連携情報については、基本的にはすべて閲覧可能。
- 各系の相談対応歴(相談有無及び所管課)については、すべて閲覧可能。
- ただし、取扱注意の連携情報及び各系の相談対応記録については緊急性・必要性に応じ、当面、全課の係長以上職員のみ閲覧可とする。

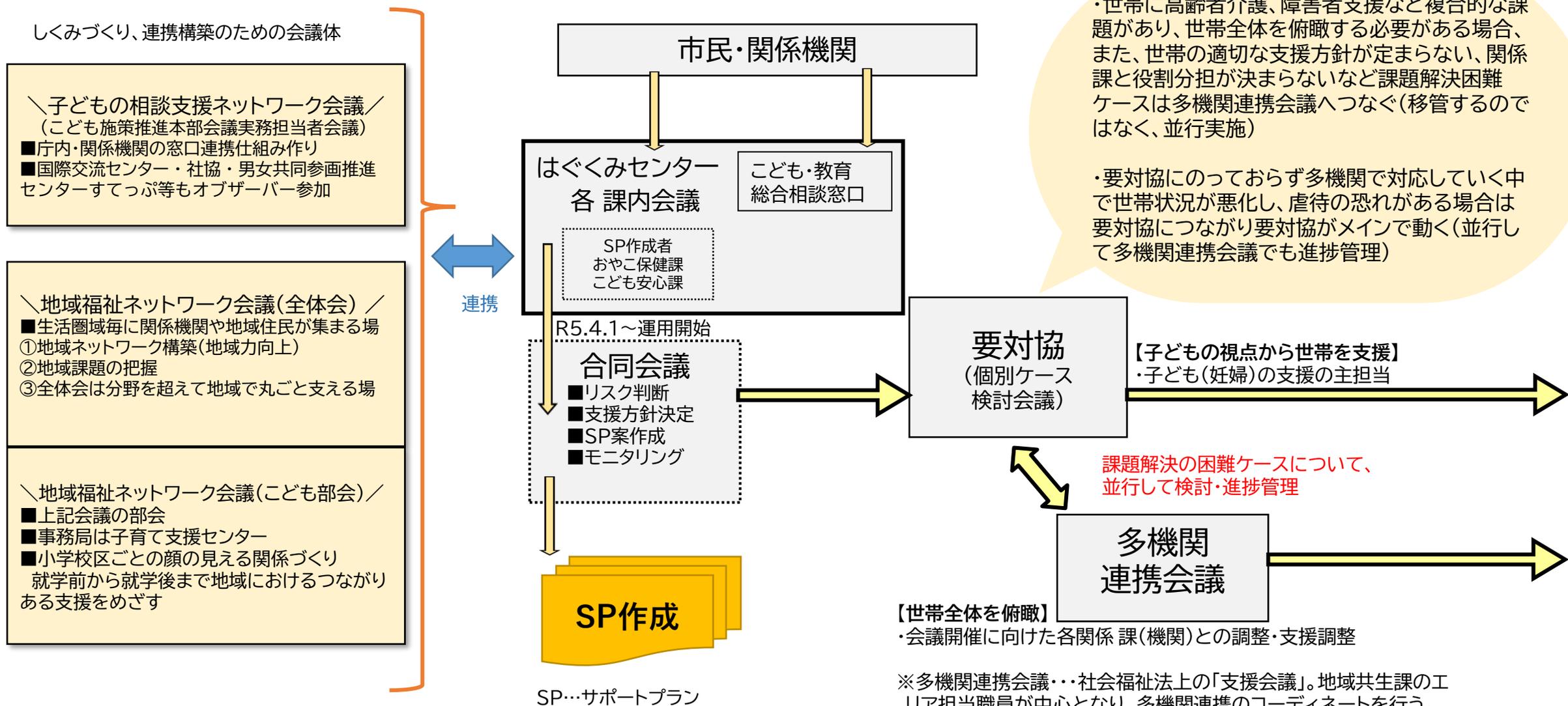


学童期の切れ目のない支援 ～学校を軸とした支援の流れ(支援の必要な児童生徒の把握)



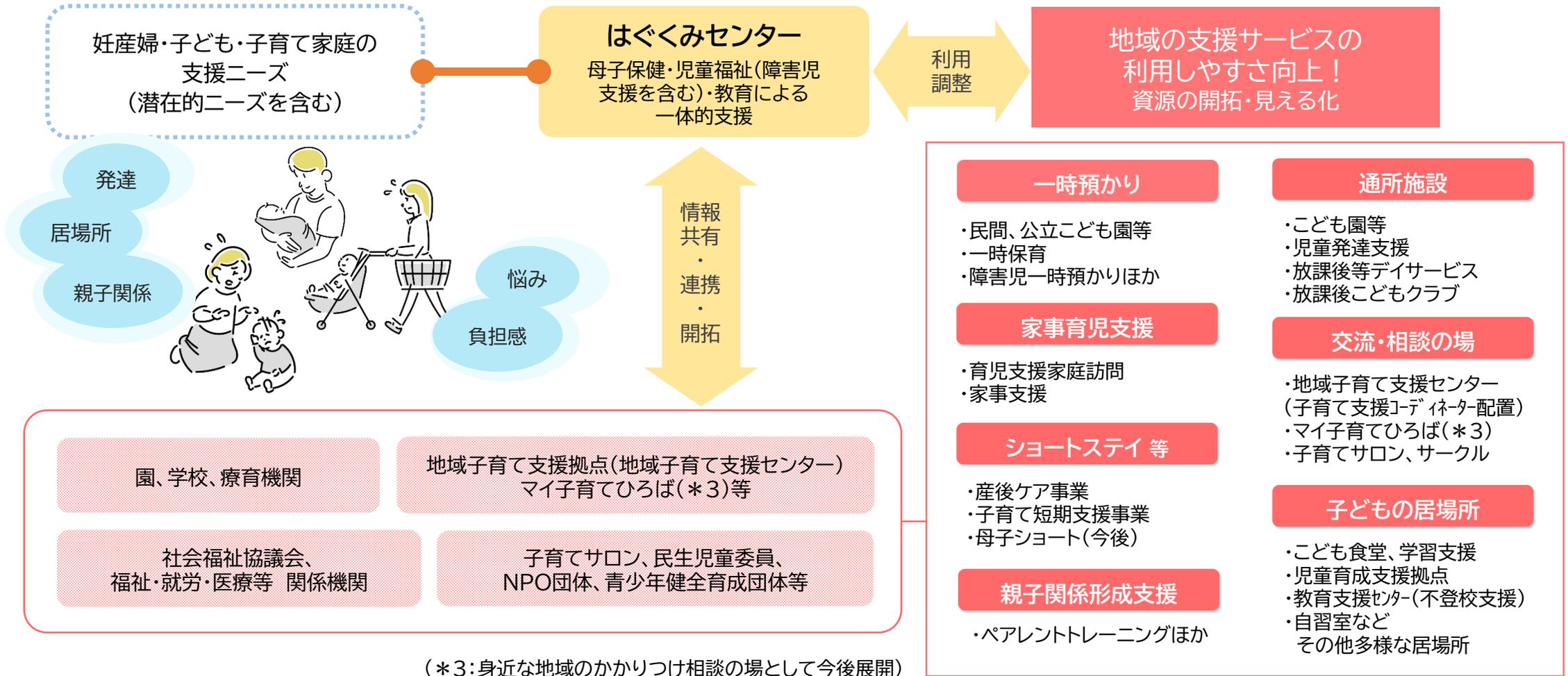
要対協と多機関連携会議などの会議体の役割分担

個別支援のための会議体・支援のフロー



利用しやすさ向上！はぐくみセンターがハブとなる 地域社会全体での支援体制

- 身近な相談・支援体制を徒歩圏内(おおむね中学校区単位)に整える
- 支援サービスを、質・量・種類ともに確保し、利用しやすさを向上！
- 潜在的な支援ニーズを確実に支援サービスに結び付け、地域社会全体で妊産婦、子ども、子育て家庭を支援

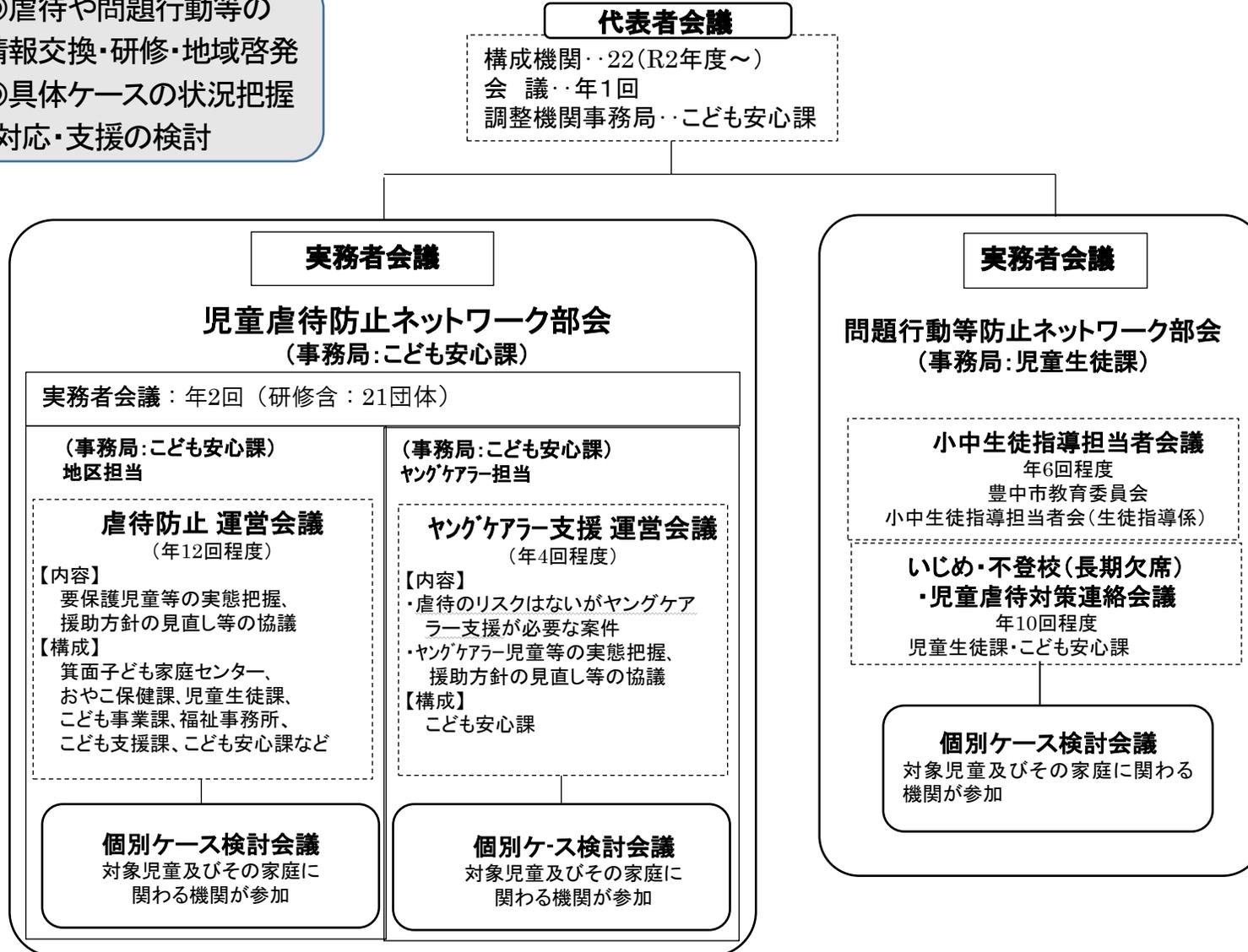


豊中市子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童地域対策協議会)

虐待の予防、発見、支援のための関係機関の連携・協力のしくみ

事務局:こども安心課
平成17年2月24日設置
(22機関・団体)

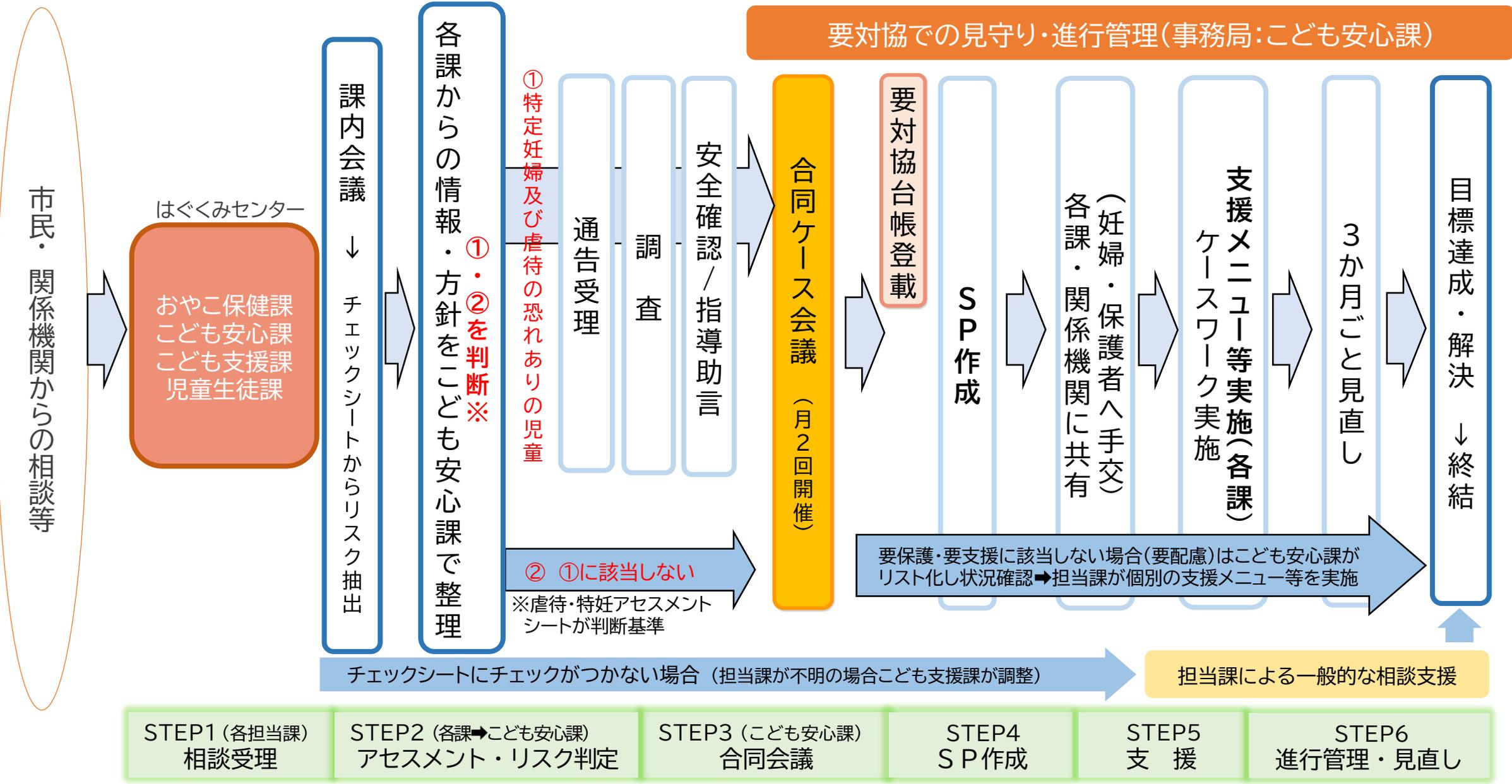
- ◎虐待や問題行動等の情報交換・研修・地域啓発
- ◎具体ケースの状況把握・対応・支援の検討



構成機関

- (一社)豊中市医師会
- (一社)豊中市歯科医師会
- 豊中市私立幼稚園連合会
- 豊中市民間保育園連合会
- 豊中市認定こども園協議会
- 豊中市民生・児童委員協議会連合会
- (社福)豊中市社会福祉協議会
- (一財)とよなか男女共同参画推進財団
- 豊中市健康づくり推進委員会
- (一財)とよなか人権文化まちづくり協会
- (公財)とよなか国際交流協会
- 人権擁護委員豊中地区委員会
- 豊中地区保護司会
- 大阪府箕面子ども家庭センター里親会
- (社福)大阪水上隣保館
- 豊中警察署
- 豊中南警察署
- 大阪府箕面子ども家庭センター
- 市立豊中病院
- 消防局
- 豊中市教育委員会
- 豊中市

合同会議とサポートプラン作成フロー



設置の 効果

- すべての妊婦・子ども・子育て家庭へのポピュレーションサービスから、個々のニーズに応じた支援まで一体化した取り組みができる。
- 児童福祉、母子保健の組織を一つにしたことで、多面的な視点で課題を整理し、リスク把握の精度向上と適切な支援につなぐ判断がタイムリーに行えるようになった。
- 顔を合わせた協議の機会が増え、センター各課の職員のお互いの機能・役割の理解促進につながった。
- 必要なサービス資源の創出について、合同ケース会議の中で現状や課題を共有できる機会がもてるようになり、サービスの充実につながっている。

大切にしていること

- **たらいまわし厳禁**
担当業務外の相談でもいったん受け止める。子ども家庭支援システムにて過去の相談履歴を確認後、センター内でアセスメントしたうえで適切な支援を行う。
- サポートプランの手交は、本人にとっての負担、スティグマとなる可能性もあり、対象者の背景や、手交したプランを本人以外が見る可能性等への配慮を心掛けている。
- 信頼関係の構築に時間を要することが多いが、サポートプランありきの支援ではなく、傾聴・共感を大切にし、ニーズ把握に努めている

要対協との関係

- センター開設当初は要対協運営会議と合同ケース会議の運用が錯綜していたが、現在は、要対協運営会議のリスク管理を行ったうえで合同ケース会議で具体的なサービスメニューを検討している。

合同会議とSPの意味

■合同ケース会議

- 専門職それぞれの役割に基づく、支援内容・支援の方向性の検討がスムーズになった。
- 支援やサービス導入の組み立てをチーム全体で検討し、「受け入れやすい支援」の視点できめ細かな対応を検討できる体制となった。
- 合同ケース会議とサポートプランの運用体制が整備され、進捗管理が確実に進めるようになった。

■サポートプラン

- 本人の意向を丁寧に確認し、本人が受け入れやすい内容・表現を改めて考えるようになった。
- 職員の意識向上につながっている、さらなる職員の支援技術のスキルアップが課題。
- 対象者とともに、課題や目標を共有することで支援方針の見える化につながり、わかりやすく切れめのない支援の推進につながっている。

関係者の意識・変化

- 同一組織となり、「支援チーム」一丸となる意識が深化した。
- システムによる情報一元化で、情報の共有が円滑になった。

支援に必要な物的・人的資源の開拓・発見・創出

はぐくみセンター

資源ニーズの
モニタリング会議(年4回)

こども支援課

こども安心課

おやこ保健課

- 資源の不足、あったらいいなサービスを把握
⇒全職員へのアンケート調査(年1回)
⇒サポートプラン(個票)内に不足している資源を記入

新たな資源の開拓・創出

- 里親によるショートステイの新設
- 子育て世帯訪問、多胎児訪問の拡充
- 児童育成支援拠点の拡充
- 安心感の輪を公立・民間保育施設で展開
- ベビーシッターなど民間子育て支援サービス事業所の誘致・開拓事業を新設
- ベビーシッター養成事業の開始

+

CW、保健師などの支援者が利用勧奨しやすい工夫

- CW、保健師など向け資源メニュー研修
- CW、保健師など向け資源メニューのカタログを作成中

課題と工夫

- 人材育成が大きな課題(約2/3が新人職員)
→研修の一部を母子保健、児童福祉合同開催とすることで、センター各課職員のお互いの機能・役割の理解促進や効率化につなげている。
- サービス資源が不十分
→資源ニーズのモニタリング会議開催により不足やニーズが高い資源を開拓・創出
- 市児童相談所との連動
→日々リスクが変動するケースの支援(主担機関の変更等)への対応として、調整会議の実施、橋渡し役のコーディネーター職員の配置について検討中。

中核市だからこそできる支援<こどもまんなか包括支援体制>

- 児童相談所とはぐくみセンターの2つのコントロールタワーが連動し、包括的な支援体制を構築します。
- それぞれの専門性を活かし、こども・家庭の状況に応じた支援を確実にを行います。

